

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)立川立飛商業施設計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事代理
副知事 安藤 立美

記

第1 対象事業

- 1 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：株式会社立飛ホールディングス
代表者：代表取締役社長 村山 正道
所在地：東京都立川市栄町六丁目1番地
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)立川立飛商業施設計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都立川市泉町935番1他

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

関連車両の走行に伴う大気質濃度及び騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量について、算出根拠が不明確なことから、その算出過程を分かりやすく説明すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音について、より一層の環境保全のための措置を検討し、それらの低減に努めること。

また、当該車両の走行ルート上に幼稚園等があることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、本事業による騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

【景観】

街路沿道や外構部及び屋上の緑化を行うことにより、開放的な賑わいのある空間を創出し、評価の指標を満足するとしていることから、緑化計画について、具体的に記述すること。

併せて、計画地にサクラなどの既存樹木があり、良好な景観の要素となっていることから、これらの樹木の保存について十分配慮すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴い発生する廃棄物について、類似店舗の実績等を踏まえてリサイクル率を設定し、再資源化量等を明らかにすること。

【温室効果ガス】

計画建築物の省エネルギー性能について、「東京都省エネルギー性能評価書作成基準」の評価基準の段階2を目標としていることから、その達成の方策について、具体的に記述すること。